

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 23 年度 第 5 回定例

6 月 8 日（水）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 23 年 6 月 8 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

- 1 開催日時 平成 23 年 6 月 8 日（水） 開会 14 時 15 分  
閉会 14 時 50 分
- 2 会場 教育委員会議室
- 3 出席者 委員長 金子容子  
委員長職務代理者 高橋尚子  
委員 伊藤鋭一  
委員 加藤文夫  
委員 溝口紀子  
委員（教育長） 安倍 徹
- 事務局（説明員） 寺田好弥 教育次長  
杉本寿久 事務局参事兼教育総務課長  
田中 潤 事務局参事兼学校教育課長  
水元敏夫 事務局参事兼学校人事課長  
吉澤勝治 教育政策課長  
塩崎克幸 高校再編整備室長  
活洲みな子 社会教育課長  
柳田恭一 文化財保護課長  
内田育子 静西教育事務所長  
谷野純夫 中央図書館長  
三ッ谷三善 総合教育センター所長

#### 4 その他

（1）報告事項 1～2 は、了承された。

#### 【開 会】

委員長 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、高橋委員、溝口委員にお願いする。

#### 報告事項 1 平成 24 年度教員採用選考試験志願状況

委員長 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 平成 24 年度教員採用選考試験志願状況」について、水元学校人事課長より説明願う。

学校人事課長： <報告事項についての説明>

委員長 長： 質疑等はあるか。

委員長 長： 「博士号を取得した者を対象とした選考」と「国際貢献活動経験者を

対象とした選考」は特色ある取組だと思うが、前年度と比較して志願者は増えているのか。また、小中学校では「ポルトガル・スペイン語が堪能な者を対象とした選考」が行われている。これは、前年度と比較して 7 人も志願者が増えているようだが、昨年度に採用された者の勤務状況等を追跡調査した結果はあるのか。

学校人事課長： 「博士号を取得した者を対象とした選考」と「国際貢献活動経験者を対象とした選考」については、両方とも昨年度と比較して増減無しである。また、昨年度の「ポルトガル・スペイン語が堪能な者を対象とした選考」合格者については、児童・生徒の状況に踏まえ小笠北小、鷺津中、袋井中に配置した。静岡教育事務所の管理主事訪問等の際に情報を得ている。その中で、児童・生徒との関係や指導だけでなく、放課後の保護者相談などもスムーズ、効果的に行えているという報告を得ている。今後も、特徴ある選考によって採用した教員の勤務状況や成果について、追跡的に情報を把握して検証し、より良い制度に高めていきたい。

溝口委員： 特別支援学校教員の中に「理療」とあるが、これはどんな仕事をするのか。

学校人事課長： 視覚特別支援学校で生徒に鍼灸マッサージの指導を行う教員である。浜松、静岡、沼津 3 校の視覚特別支援学校に現在 28 名の理療科教員がいるが、ここ数年は新規採用を行っていない。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項 1 を了承した。

## 報告事項 2 静岡県文化財建造物監理士養成講習会の開催

委員 長： 報告事項 3 頁「報告事項 2 静岡県文化財建造物監理士養成講習会の開催」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

加藤委員： この資格を取得すると良いことがあるのか。

文化財保護課長： 資格取得者には、文化財に対しての理解や関心を持っている方が多くいる。県教育委員会としても、伝統的な建造物に関わる方が増えるため、文化財を保護していくという観点から、このような方がもっと増えていくことが望ましいと考える。

加藤委員： 普通の建築士は文化財の修理等に関わることはできず、この資格を取得した者のみが、文化財の修理などに関わることができるのか。

文化財保護課長： 国宝の修理などは専門的な資格を持った方でないと携わることができない。県でも、神社仏閣等の文化財を修理する場合には、専門的な知識を持った方をお願いしている。ただ、この資格とは別である。

加藤委員： 民間の企業にとっては、講習会に出て、資格を取得した方が、文化財を修理する仕事を受注しやすいというメリットがあるのか。

文化財保護課長： 直接的にはないが、名刺の肩書きに書くなどのことは考えられる。

溝 口 委 員： いまのお話を聞くと、国にも文化財建造物監理士の資格があるようだが、国と県と両方で資格を取得することができるのか。また、国の資格を取得していると県の資格は取得し易いのか。

文化財保護課長： 国の資格は国宝級の神社仏閣を修理する方が取得する。そのような方は、既に高度な技術や知識を持っているので県の資格を取得する必要はない。

溝 口 委 員： 文化財の修復工事をする場合に文化財建造物監理士の資格を持った業者に請け負わせるようにした方が、この資格のステータスも上がるので、受講者も増えるのではないか。

文化財保護課長： まだそこまではしていない。

委 員 長： 文化財建造物監理士の資格を取得すれば、一般の建築物を扱う場合でも信頼を得られるようになってきている。この資格のステータスが上がってきていることは間違いない。今度は、ある一定のレベルを担保できるような取組をしなければならない。受講すれば貰えるのではなく、評価テストなどを行って、資格を与えるような時期にきているのではないか。今後、検討してほしい。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

#### 【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成23年度第5回教育委員会定例会を閉会とする。